

議案第百十六号

土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法に

ついで

次のとおり土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、

三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六

号）第二條第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和四十七年十二月二十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十七年拾月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



